

金ケ崎町告示第100号

金ケ崎町高額介護サービス費等資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年7月31日

金ケ崎町長

金ケ崎町規則第 20 号

金ケ崎町高額介護サービス費等資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

金ケ崎町高額介護サービス費等資金貸付基金条例施行規則（平成 12 年金ケ崎町規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
様式第 1 号（第 2 条関係）	様式第 1 号（第 2 条関係）																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">高額サービス費等資金貸付申込書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">自己負担の 上限額②</td> <td style="width: 60%;"> （一般）<u>44,400円</u> （住民税世帯非課税者） 24,600円 （高齢福祉年金受給者 等） 15,000円 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	高額サービス費等資金貸付申込書			略			略			自己負担の 上限額②	（一般） <u>44,400円</u> （住民税世帯非課税者） 24,600円 （高齢福祉年金受給者 等） 15,000円	略	略			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">高額サービス費等資金貸付申込書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">自己負担の 上限額②</td> <td style="width: 60%;"> （一般）<u>37,200円</u> （住民税世帯非課税者） 24,600円 （高齢福祉年金受給者 等） 15,000円 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	高額サービス費等資金貸付申込書			略			略			自己負担の 上限額②	（一般） <u>37,200円</u> （住民税世帯非課税者） 24,600円 （高齢福祉年金受給者 等） 15,000円	略	略		
高額サービス費等資金貸付申込書																															
略																															
略																															
自己負担の 上限額②	（一般） <u>44,400円</u> （住民税世帯非課税者） 24,600円 （高齢福祉年金受給者 等） 15,000円	略																													
略																															
高額サービス費等資金貸付申込書																															
略																															
略																															
自己負担の 上限額②	（一般） <u>37,200円</u> （住民税世帯非課税者） 24,600円 （高齢福祉年金受給者 等） 15,000円	略																													
略																															
備考 改正部分は、下線の部分である。																															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。